

# 企画総務委員会

令和8年3月16日

## 1 議案審査

- (1) 議案第24号 神田橋公園改修工事請負契約について 【資料】
- (2) 議案第25号 (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更について 【資料】
- (3) 議案第26号 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について 【資料】

## 2 陳情審査

- (1) 新たに送付された陳情
  - 送付8-3 陳情書 旧永田町小学校・校舎を残して下さい。
  - 送付8-7 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

## 3 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) 地域コミュニティアプリの導入について 【資料】
- (2) 千代田のさくらまつりの開催について 【資料】
- (3) 千代田区商工融資あっせん制度の改定について 【資料】

## 4 その他

## 5 閉会中の特定事件継続調査事項について

## 神田橋公園改修工事請負契約について

- 1 工事場所 千代田区神田錦町一丁目 29 番地（神田橋公園）
- 2 工事概要  
【公園面積】 1,844 m<sup>2</sup>  
【施工概要】 昼間施工  
【内 容】  
基盤整備工：撤去工、公園整地工、運搬処理工  
植栽工：中低木植栽工、地被類植栽工、移植工  
施設整備工：園路広場整備工、運動施設整備工、サービス施設整備工、雨水排水設備工、給水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、交通管理工
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 入札結果（令和 8 年 2 月 5 日開札）

業者名	入札金額（消費税込み）			結果
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
株式会社富士植木	706,200,000 円	698,500,000 円	684,200,000 円	不調
株式会社テラヤマ 東京支店	辞退			

予定価格 662,295,700 円（税込、事後公表）  
最低制限価格 設定（非公表）

- 5 契約方法 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号）
- 6 契約の相手方及び契約予定金額

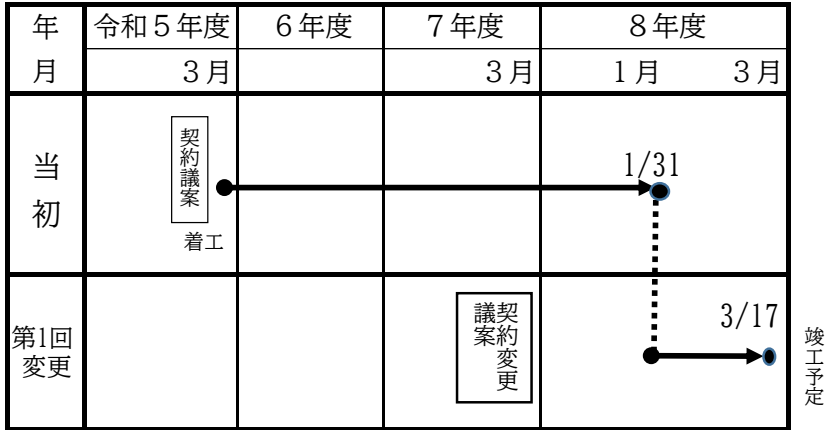
契約の相手方	契約予定金額（消費税込み）
東京都千代田区九段南四丁目 1 番 9 号 株式会社富士植木 代表取締役 成家 岳	660,000,000 円

入札参加資格要件

1	<p>○建設共同企業体（2者構成）又は単体事業者のどちらか一方で参加          ○東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録が必要          ○登録業種は「造園」であること</p> <p>（1）建設共同企業体（2者構成）の場合          （第一順位の構成員）          ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること          ② 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた造園工事の実績（契約金額 3 億 9 千 7 百万円以上）を 1 件以上有すること          ③ 出資割合は、50%を下回らないこと</p> <p>（第二順位の構成員）          ① 本店又は支店等が千代田区内にあること          ② 出資割合は、30%を下回らないこと</p> <p>（2）単体事業者の場合          ① 本店又は支店等が東京 23 区内にあること          ② 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に元請（建設共同企業体受注の場合は第一順位）で完成させた造園工事の実績（契約金額 3 億 9 千 7 百万円以上）を 1 件以上有すること</p>
2	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（不正な入札行為など）に該当しないこと
3	会社設立後、引き続き 2 年以上その業務を行っていること
4	経営不振の状態（自己資本マイナスを含む）にないこと
5	建設業法で規定する専任の技術者を適正に配置できること
6	千代田区において指名停止期間中でなく、指名停止事由に該当する恐れのないこと 千代田区契約関係暴力団等排除要綱に基づく入札参加除外期間中でないこと
7	下請金額が建設業法第 24 条の 8 第 1 項の政令で定める金額以上となる場合には特定建設業の許可を有していること

## (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約の一部変更について

1 経過



2 契約日                    令和6年3月14日

3 契約の相手方            東京都江戸川区中葛西三丁目37番4号  
                                  スターツグループ  
                                  代表者    スターツCAM株式会社  
                                  代表取締役 直井 秀幸

4 契約見込金額            当 初                    4,020,500,000円  
                                  第1回                    4,269,364,000円 (令和8年1定議案)  
                                  増減額                    248,864,000円 6.2%増

5 変更内容                    (1) インフレスライド条項の適用による増額  
                                  (2) 作業工期延長等に伴う増額  
                                  (3) 既存構造物からの流用部分の増加による減額

6 契約期間                    当 初                    契約締結日の翌日～令和9年1月31日  
                                  第1回                    契約締結日の翌日～令和9年3月17日

## 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について

### 1 経過

年 月	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10月	12月 3月	3月	3月	5月 3月	5月 10月
当初	契約議案 着工					
第1回 変更		工期変更				
第2回 変更			工期変更			
第3回 変更			契約案 変更			
第4回 変更					専決報告	
第5回 変更					契約案 変更	竣工予定

2 契約日 令和3年10月14日

3 契約の相手方 大林道路株式会社  
東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号  
代表取締役 黒川 修治

4 契約見込金額	当初	378,166,140円	(令和3年3定議決)
	第1回	378,166,140円	(令和4年12月8日工期変更)
	増減額	0円	
	第2回	378,166,140円	(令和5年2月21日工期変更)
	増減額	0円	
	第3回	430,809,500円	(令和6年1定議決)
	増減額	52,643,360円	13.9%増
	第4回	451,779,900円	(令和7年臨時会専決報告)
	増減額	20,970,400円	4.9%増
	第5回	604,575,400円	(令和8年1定議案)
増減額	152,795,500円	33.8%増	

5 変更内容  
インプレスライド及び工事の遅延等に伴う現場管理費・交通誘導警備員等による増額

6 契約期間	
当初	契約締結日の翌日～令和5年2月24日
第1回変更	契約締結日の翌日～令和5年3月31日
第2回変更	契約締結日の翌日～令和6年3月31日
第3回変更	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第4回変更	契約締結日の翌日～令和8年3月31日
第5回変更	契約締結日の翌日～令和8年10月30日

企画総務委員会 送付 8 - 3

陳情書 旧永田町小学校・校舎を残して下さい。

受付年月日 令和 8 年 2 月 9 日

陳 情 者 提出者 1 名

# 陳情書

千代田区議会議長

秋谷 二ツミ 様

令和8年2月9日

氏名

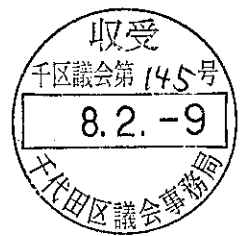
住所

電話

件名

旧永田町小学校・校舎を残して下さい。  
補修保存をお願いします。  
校舎を歴史の記憶の遺産としてとらえ、建物を残すことで  
記憶も残りです。歴史の風が感じられます。  
旧永田町小学校は太平洋戦争の空襲にも耐え、  
終戦後は周囲が再開発などと呼ばれ建て替わられ、  
約90年経ち、建設計画の姿を残しています。  
美しい曲線を描いた階段や黎明期の鉄筋コンクリートを  
代表する素晴らしい時代の名建築物と伺っております。  
過去から現在、そして未来という語り知れない度と取戻すこと  
出来る教育文化の歴史、貴重な復興小学校を残して下さい。  
不登校児童や居場所の無い児童にも温かい居場所があると思っております。  
歴史ある土地や建造物を商品の一つに扱わないで下さい。

宜しく願い致します。



企画総務委員会 送付 8 - 7

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する  
早期の実態把握と再発防止を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 2 月 2 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年2月20日

千代田区議会議長  
秋谷 こうき様



新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

港区の調査では、勧誘を受けた管理職が91.0%、そのうち心理的圧力を感じた管理職が78.7%にもなりました。職員からは「購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了承という圧力を感じる」等の訴えがありました（令和6年11月）

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。



現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

#### <陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

## 地域コミュニティアプリの導入について

千代田区は、地域コミュニティアプリ「ピアッツァ」を運営する PIAZZA（ピアッツァ）株式会社と連携協定を締結し、同アプリ内に「千代田区」エリアを開設する。

### 1 アプリ概要

- ・登録者同士が地域情報を共有し、交流できる情報発信・交流アプリ
- ・アプリ利用者が「千代田区エリア」をホームエリアに登録することで、同エリアの登録者同士での情報交換が可能となる
- ・パソコンおよびスマートフォンに対応
- ・登録および利用料：無料（通信料のみ利用者負担）

#### 【主な機能】

- ① 地域情報の投稿・閲覧（例：イベント、育児、グルメ、物品譲渡、地域活動）
- ② 「おしえて」機能（例：おすすめのお店は？/雨の日でも遊べる場所は？）
- ③ グループ作成機能およびグループからのイベント告知・情報発信

### 2 協定締結のねらい

#### （1）地域とのつながりを生むきっかけの提供

オンラインで気軽に参加できる交流の場を通じて、地域コミュニティ参加への第一歩を後押しする。

#### （2）多様な層へのアプローチによる地域活性化

地域活動、子育て、福祉等、区民の多様な関心やライフスタイルに応じた情報流通・交流の場の提供し、地域全体の活性化を支援する。

#### （3）区民の主体的な地域づくりの実践

区民が情報を発信・共有することを通じて、自発的な地域参画と協働による地域づくりを促進する。

#### （4）運用状況を踏まえた施策の推進

協定に基づき共有される情報を分析し、地域コミュニティ施策の改善に反映することで、区民ニーズに即した施策を展開する

### 3 他自治体での導入実績

全国 77 自治体（特別区内 12 か所）で展開 ※令和 8 年 2 月 20 日現在

### 4 連携協定の概要

#### (1) 締結予定日

令和 8 年 4 月中旬

#### (2) 協定締結先

PIAZZA 株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役：矢野晃平）

#### (3) 協定事業者の責務・役割

コミュニティアプリ「ピアッザ」内における「千代田区エリア」の開設

- ・アプリの運営および投稿内容の適正な管理（誹謗中傷、公序良俗に反する内容が確認された場合の訂正・削除等の対応を含む）
- ・運用状況に関する千代田区への共有

#### (4) その他

- ・協定締結窓口は地域振興部コミュニティ総務課とする
- ・区が発信した情報以外の投稿等に関する責任は区が負わない旨を明記し、周知する
- ・アプリの導入、運営に関して区の費用負担は生じない

### 5 実施スケジュール（予定）

令和 8 年 4 月上旬 「千代田区エリア」プレオープン（関係者や一部利用者を対象として機能や運用を確認するための試行期間）

令和 8 年 4 月中旬 連携協定締結

令和 8 年 4 月下旬 千代田区エリア開設・広報千代田掲載（4 月 20 日号予定）

令和 8 年 5 月以降 運用状況の定期共有・コミュニティ施策検討

「ピアッザ」表示イメージ ▶



## 千代田のさくらまつりの開催について

さくらまつり期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）～4 月 22 日（水）

ライトアップ期間 令和 8 年 3 月 26 日（木）～4 月 6 日（月）

周 知 広報千代田 3 月 5 日号、3 月 20 日号  
千代田区観光協会「千代田のさくらまつり」特設サイト  
区及び千代田区観光協会 SNS



<特設サイト>

### 1 千鳥ヶ淵緑道沿道

#### (1) 皇居千鳥ヶ淵夜桜ライトアップ

期間：3 月 26 日（木）～4 月 6 日（月）

時間：日没（午後 6 時頃）～午後 9 時



<ライブカメラ>

#### (2) ボート場の運営

##### ① 営業時間の延長

期間：ライトアップ期間中（期間中無休）

時間：午前 9 時～午後 7 時 30 分

##### ② 乗船時間単位の変更

期間：ライトアップ期間中

変更点：初乗り乗船単位を 1 時間とする（延長は 30 分単位）

##### ③ 改定後のボート料金適用

###### ア 観桜期

期間：令和 8 年 3 月 5 日（木）～4 月 22 日（水）※さくらまつり期間

###### イ 乗船料金

一般：1 艘 1 時間 3,000 円

区民：1 艘 1 時間 1,600 円（証明できるものをチケット購入時に要提示）

##### ④ 整理券の配布

期間：ライトアップ期間中

配布：午前 9 時頃から発行、なくなり次第終了

(3) スマートチケットの販売

期間：ライトアップ期間中

購入：「千代田のさくらまつり」特設サイトから事前購入のみ

料金：1 艘 1 時間 12,000 円

主催：千代田区観光協会

(4) さくら観光案内所

日時：ライトアップ期間中、午前9時～午後6時

場所：千鳥ヶ淵緑道内（ボート場南側テント）

(5) さくら美守り隊ボランティア

日時：ライトアップ期間中、正午～午後7時

場所：千鳥ヶ淵緑道内（ボート場南側テント）

(6) 安全対策

① 100 万人の来場を想定した警備・誘導體制（常時平日 29、金土日 42 スポット）

② 期間中は、午前9時から午後9時まで千鳥ヶ淵緑道に沿った区道及び鍋割坂を車両交通規制

③ 期間中の土曜・日曜に限り、午前9時から午後9時まで千鳥ヶ淵緑道を歩行者一方通行

④ 「千代田のさくらまつり」特設サイトで千鳥ヶ淵緑道の混雑状況をリアルタイム発信

⑤ ボート場内の入場管理の厳格化

2 地域や団体と連携した各種事業

(1) 周遊・回遊

① 桜苑（千代田さくらまつり 2026 公式ガイド MAP）

期間：3月11日（水）から配布、なくなり次第終了

場所：区内都営地下鉄駅、さくらまつりイベント会場、各観光案内所、区立施設、各協賛店舗

主催：千代田観光まちづくり実行委員会

② 皇居乾通り一般公開への協力

説明：宮内庁主催「皇居乾通り一般公開」時に乾門前へ案内所を設置し「皇居周辺 MAP」を配布。区内回遊につなげる

期間：3月21日（土）～29日（日）

主催：千代田区観光協会

③ 地域周遊ツアー「千代田よりみち Trip」

説明：観光ガイド連絡会参加団体のガイドが周辺スポットを案内する周遊ツアー  
(英語対応あり)

期間：ライトアップ期間中

開始時間・費用：ツアーにより異なる

所要時間：約 60 分～90 分

主なツアー：九段下よりみちツアー、市ヶ谷よりみちツアー、皇居東御苑ツアー 他

出発地：さくら観光案内所 (緑道内)、千代田区観光案内所 他

④ 得とく周遊キャンペーン

説明：区内の店舗を巡ると、お得な電子クーポンを取得できる。

期間：3月10日(火)～4月22日(水)

店舗：約100店舗参加



<得とく周遊>

⑤ 無料シャトルバス

ア さくら祭り号

説明：大手町・丸の内・有楽町地区を無料巡回する「丸の内シャトル号」のコース  
を延長し、区内を回遊

日時：3月28日(土)、29日(日) 午前10時～午後5時

ルート：千代田区役所前→神保町古書店街→神田明神前→淡路町老舗街ワテラス前→  
和泉橋防災船着場前→日本橋室町→大手町タワー前(みずほ銀行本店)→  
東京サンケイビル前→千代田区役所前

主催：千代田観光まちづくり実行委員会

イ 丸の内ダイレクトシャトルバス

説明：千鳥ヶ淵と大丸有エリア間の直行便

日時：3月27日(金)～29日(日)、午前10時～午後8時

ルート：千鳥ヶ淵戦没者墓苑駐車場 ⇄ 丸の内ビルディング(行幸通り側)

運行間隔：20分

主催：大丸有エリアマネジメント協会、協力：(株)JTB

⑥ スタンプラリー

ア 春の都ちよだの桜結いめぐり(「千代田のさくらまつり」×「わたしの幸せな結婚」)

説明：飯田橋駅から北の丸周辺の6か所のスポットを巡る

期間：3月11日(水)～4月22日(水)

所要時間：約60分

協力：株式会社 KADOKAWA

イ 2026 千代田さくらフェスティバルスタンプラリー

説明：スマートフォンアプリ「furari」で麴町、神田地区の全17か所のスポット  
を巡る

期間：3月9日（月）～29日（日）

主催：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会

## （2）期間内に行われるイベント

### ① 麴町・富士見地区

#### ア 2026 千代田さくらフェスティバル

日時：3月27日（金）～29日（日）、午前11時～午後5時

会場：千鳥ヶ淵公園

主催：千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会

#### イ 第十一回坂の上の街「九段」さくら祭り

日時：3月29日（日）、午前11時～午後3時30分 ※小雨決行

発着：九段上区民集会所 九段さくら館（九段南2-9-6）

費用：1人1,000円 ※加盟店に配置したちらしを持参した場合は500円

主催：九段商店街振興組合

#### ウ 春のさくら祭り

説明：商店街が実施する三角くじ割引イベント

期間：4月1日（火）～15日（火）

主催：麴町通り商店会

### ② 神保町地区

#### ア 神保町さくらみちフェスティバル

春の古本まつり：4月16日（木）～19日（日）11時～17時 ※雨天中止

甘酒無料サービス：4月17日（金）～19日（日）

二胡演奏会：4月18日（土）、19日（日）各日3回

会場：靖国通り南側歩道、神保町交差点岩波広場

主催：南神実業会、協力：神田古書店連盟

#### イ 全ニッポン古本博覧会 in 千代田のさくらまつり

日時：4月16日（木）～19日（日）、午前10時～午後5時（最終日は午後4時）

会場：小川広場、東京古書会館

主催：神田古書店連盟

#### ウ 春の神保町ブックフェスティバル

日時：4月18日（土）、19日（日）、午前11時～午後5時

会場：すずらん通り

主催：神保町ブックフェスティバル実行委員会

③ 神田・秋葉原地区

ア 秋葉原さくらまつり 2026

説明：ポスター掲示店で2,000円以上の買い物をすると先着で記念品をプレゼント

期間：3月14日（土）～31日（火）

主催：秋葉原商店街振興組合

イ KANDA THE CRAFT

説明：神田・神保町エリアの参加約50店舗を巡る体験型企画（飲み歩きイベント）

期間：3月下旬～5月末

主催：千代田区観光協会、企画運営：有限会社神田豊島屋

ウ WATERRAS お花見マルシェ

日時：3月26日（木）、27日（金）午後4時30分から午後8時まで、

3月28日（土）午後1時から午後5時まで

会場：ワテラス広場

主催：一般社団法人淡路エリアマネジメント

エ さくらまつりクルーズ

i 神田川 - 隅田川クルーズ

日時：3月28日（土）、29日（日）、4月4日（土）、5日（日）

午前10時20分～、午前11時50分～、

午後1時20分～、午後3時～、午後4時30分～

費用：大人4,800円、小学生3,800円



ii スカイツリー夜桜ライトアップクルーズ

日時：3月28日（土）、29日（日）、4月4日（土）、5日（日）

午後6時～、午後7時20分～ いずれも

発着：和泉橋防災船着場

対象：小学生以上（未就学児の参加はできません。）

定員：各便40名（申込順、最少催行人数25名）

費用：大人5,300円、小学生4,300円

主催：ちよだの水辺の会



<申込み先>

オ 第二回 神田阿波おどり

日時：4月18日（土）午後2時30分から

会場：神田平成通り（中央通りから昭和通りまでの区間）

主催：鍛冶町二丁目町会、東松下町町会、神田富山町町会、神田駅東口一番街

商店会、神田ふれあい通り商店会

## 千代田区商工融資あっせん制度の改定について

### 1 概要

「千代田区商工融資あっせん制度」は、区が利子の一部を負担することで、金融機関から低利での融資を受けることができる制度。

昨今の物価高騰や賃金の引き上げ及び金利上昇等の影響を踏まえ、令和8年度より「千代田区商工融資あっせん制度」を以下のとおり改定する。

### 2 改定の内容

#### (1) 融資限度額の増額

物価高騰や賃金の引き上げ等の影響を踏まえ、融資限度額を別紙のとおり増額する。

また、本制度の更なる利用を促進するため、代表者区分「区民」「一般」における融資限度額は同額とする（起業資金を除く）。

なお、起業資金については、区内における創業を促進する観点から「区民」に対する金利優遇措置を設けてないため、融資限度額における優遇措置を残す。

#### (2) 利率の引き上げ

昨今の金利上昇を踏まえ、名目利率を+0.3%（起業資金は+0.2%）上昇させる。

なお、急激な本人負担率の上昇を避けるため、利子補給率は+0.2%、本人負担率は+0.1%（起業資金は変更なし）とする。

#### (3) 特例措置の見直し（町会・商店街振興組合等加入企業に対する措置）

(1)の実施に伴い融資限度額を区民と同等まで引き上げる「町会・商店街振興組合等加入事業所に対する融資限度額の優遇措置」は廃止し、新たに利子補給率を0.1%加算する「町会等加入特例措置」を新設する（特別資金や起業資金を除く）。

(別紙)

## 【令和7年度】

資金名	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	保証料補助
営業資金	区民	1,800万円	2.0%以下	0.80%	1.20%	6年以内	なし
	一般	1,300万円		0.30%	1.70%		なし
設備資金	区民	2,000万円		0.80%	1.20%	7年以内	なし
	一般	1,500万円		0.30%	1.70%		なし
小規模企業特別資金	区民	900万円		1.60%	0.40%	5年以内	全額補助
	一般	650万円		0.50%	1.50%		なし
地球温暖化 環境対策特別資金	区民	1,000万円		1.70%	0.30%	7年以内	全額補助
	一般	1,000万円		0.60%	1.40%		なし
団体資金	—	3,000万円		0.60%	1.40%	5年以内	なし
年末特別資金	区民	400万円		1.9%以下	1.50%	0.40%	11か月以内
	一般	400万円	0.50%		1.40%	なし	
起業資金	区民	2,500万円	1.8%以下	1.40%	0.40%	7年以内	全額補助
	一般	1,000万円		1.40%	0.40%		なし
小口営業資金	区民	1,800万円		1.10%	0.70%	6年以内	全額補助
	一般	1,300万円		0.40%	1.40%		なし
小口設備資金	区民	2,000万円		1.10%	0.70%	7年以内	全額補助
	一般	1,500万円		0.40%	1.40%		なし
小口	区民	900万円		1.50%	0.30%	7年以内	全額補助
小規模企業特別資金	一般	650万円		0.50%	1.30%		なし



## 【令和8年度（案）】

資金名	代表者区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	保証料補助
営業資金	区民	2,500万円	2.3%以下	1.00%	1.30%	6年以内	なし
	一般			0.50%	1.80%		なし
設備資金	区民	3,000万円		1.00%	1.30%	7年以内	なし
	一般			0.50%	1.80%		なし
小規模企業特別資金	区民	1,000万円		1.80%	0.50%	5年以内	全額補助
	一般			0.70%	1.60%		なし
地球温暖化 環境対策特別資金	区民	1,500万円		1.90%	0.40%	7年以内	全額補助
	一般			0.80%	1.50%		なし
団体資金	—	3,000万円		0.80%	1.50%	5年以内	なし
年末特別資金	区民	1,000万円		2.2%以下	1.70%	0.50%	11か月以内
	一般		0.70%		1.50%	なし	
起業資金	区民	2,500万円	2.0%以下	1.60%	0.40%	7年以内	全額補助
	一般	1,500万円		1.60%	0.40%		なし
小口営業資金	区民	2,000万円	2.1%以下	1.30%	0.80%	6年以内	全額補助
	一般			0.60%	1.50%		なし
小口設備資金	区民	2,000万円		1.30%	0.80%	7年以内	全額補助
	一般			0.60%	1.50%		なし
小口	区民	1,000万円		1.70%	0.40%	5年以内	全額補助
小規模企業特別資金	一般			0.70%	1.40%		なし

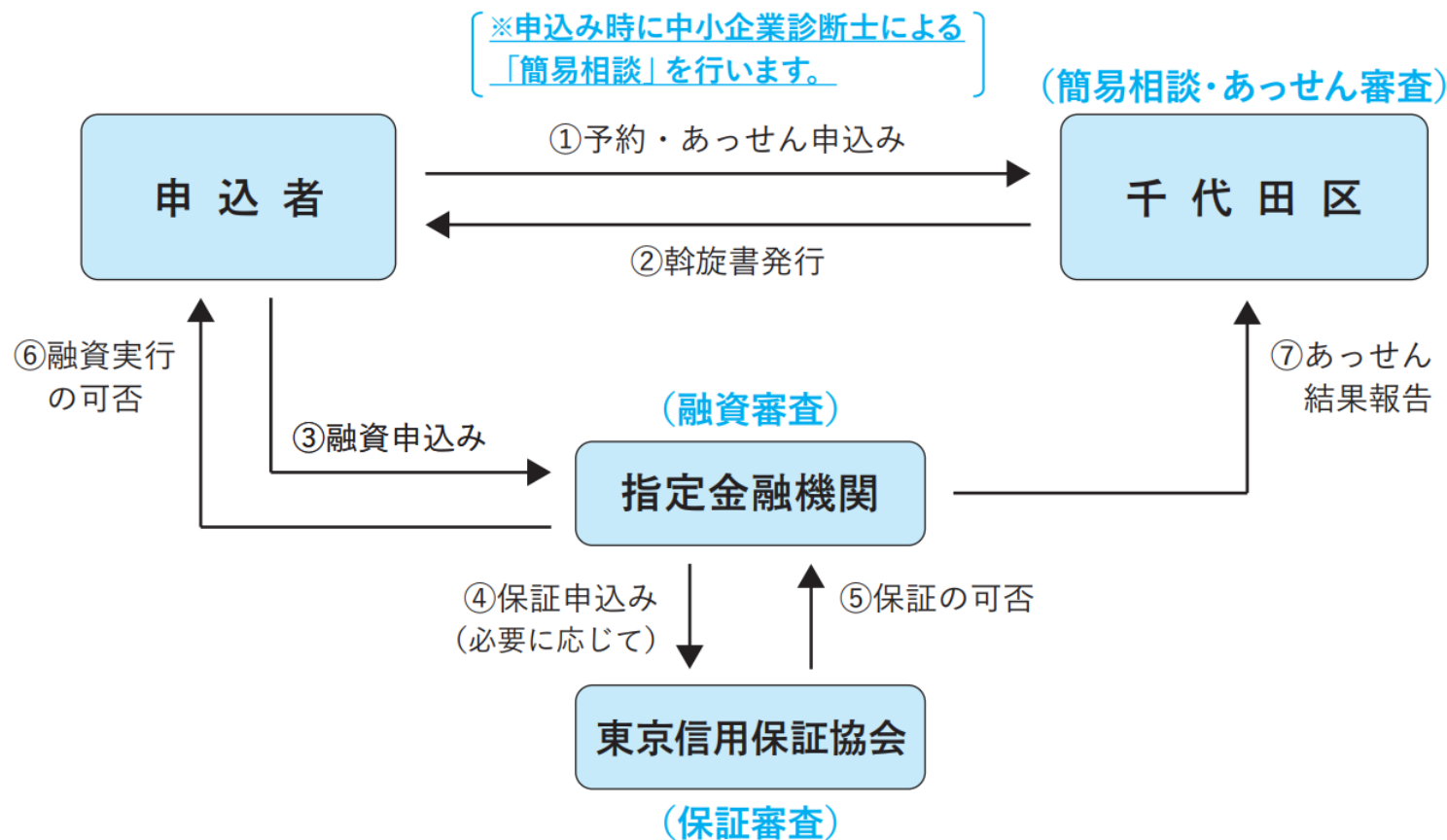
# 商工融資あっせん制度：概要

**区が利子の一部を負担** することで、金融機関から **低利での融資** を受けることができる制度

▶ **対象者**: 区内に本店登記をしており、かつ**営業実態が同一場所** にあること

※1 事業実態のないバーチャルオフィスは対象外

※2 個人の場合は主たる事業所が区内にあり、かつ営業実態が同一場所にあること



# 商工融資あっせん制度：資金一覧（R7年度）

【令和7年4月1日現在】

	資金名	代表者区分(※)	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間	返済方法	保証料補助																																																																																																																												
①	営業資金	区民	1,800万円以内	2.0%以下	0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	元金均等割賦返済	—																																																																																																																												
		一般	1,300万円以内		0.3%	1.7%以下				②	設備資金	区民	2,000万円以内	0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	—	一般	1,500万円以内	0.3%	1.7%以下	③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内	1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.5%以下	—	④	地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.6%	1.4%以下	—	⑤	団体資金	3,000万円以内		0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	—	⑥	年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和7年10月20日（月）～11月25日（火）										⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人（卸売業、小売業、サービス業は5人）以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金	区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	1,300万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	1,500万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般
②	設備資金	区民	2,000万円以内		0.8%	1.2%以下	据置6か月以内を含む 7年以内		—																																																																																																																												
		一般	1,500万円以内		0.3%	1.7%以下				③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内	1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.5%以下	—	④	地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内	1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	0.6%	1.4%以下	—	⑤	団体資金	3,000万円以内		0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	—	⑥	年末特別資金	区民	400万円以内	1.9%以下	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内	全額補助	一般	0.5%	1.4%以下	—	年末特別資金受付期間：令和7年10月20日（月）～11月25日（火）										⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助	一般	1,000万円以内	★	⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人（卸売業、小売業、サービス業は5人）以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。								(1)小口営業資金	区民			1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助	一般	1,300万円以内	0.4%	1.4%以下		★	(2)小口設備資金	区民		2,000万円以内	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内	全額補助	一般	1,500万円以内	0.4%	1.4%以下	★	(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内	1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内	全額補助	一般	650万円以内	0.5%	1.3%以下	★				
③	小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内		1.6%	0.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		全額補助																																																																																																																												
		一般	650万円以内		0.5%	1.5%以下			—																																																																																																																												
④	地球温暖化環境対策特別資金	区民	1,000万円以内		1.7%	0.3%以下	据置12か月以内を含む 7年以内		全額補助																																																																																																																												
		一般			0.6%	1.4%以下			—																																																																																																																												
⑤	団体資金	3,000万円以内			0.6%	1.4%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		—																																																																																																																												
⑥	年末特別資金	区民	400万円以内		1.9%以下	0.4%以下	据置2か月以内を含む 11か月以内		全額補助																																																																																																																												
		一般		0.5%	1.4%以下	—																																																																																																																															
年末特別資金受付期間：令和7年10月20日（月）～11月25日（火）																																																																																																																																					
⑦	起業資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	区民	2,500万円以内	1.8%以下	1.4%	0.4%以下	据置12か月以内を含む 7年以内	①～⑥の資金と同じ	全額補助																																																																																																																												
		一般	1,000万円以内						★																																																																																																																												
⑧	小口資金 責任共有制度(注)対象除外 【全額保証】	利用できる方：従業員が20人（卸売業、小売業、サービス業は5人）以下で、今回の申込分を含めて信用保証協会の保証付融資残高が2,000万円以下である事業者。申込みの際は、信用保証協会のすべての保証付融資残高をご確認ください。 * NPO法人は利用できません。																																																																																																																																			
		(1)小口営業資金	区民	1,800万円以内	1.8%以下	1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 6年以内	原則元金均等割賦返済	全額補助																																																																																																																											
			一般	1,300万円以内		0.4%	1.4%以下			★																																																																																																																											
		(2)小口設備資金	区民	2,000万円以内		1.1%	0.7%以下	据置6か月以内を含む 7年以内		全額補助																																																																																																																											
			一般	1,500万円以内		0.4%	1.4%以下			★																																																																																																																											
		(3)小口小規模企業特別資金 (営業)(設備)	区民	900万円以内		1.5%	0.3%以下	据置6か月以内を含む 5年以内		全額補助																																																																																																																											
一般	650万円以内		0.5%	1.3%以下		★																																																																																																																															

(※) 代表者区分の「区民」とは、個人事業主で住所も千代田区の場合、または法人で代表者の住所が千代田区の場合に適用します。それ以外は「一般」となります。

★⑦起業資金は東京都制度「創業融資」、⑧小口資金は東京都制度「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、東京都の信用保証料補助（⑦起業資金は3分の2、⑧小口資金は2分の1）を受けられる場合があります。

● 資金用途によって、  
「融資限度額」「利子補給率」が異なります

● 代表者が区民の場合優遇措置があります

▶ 対象条件

申し込み時点で住民票上の住所が千代田区にある事

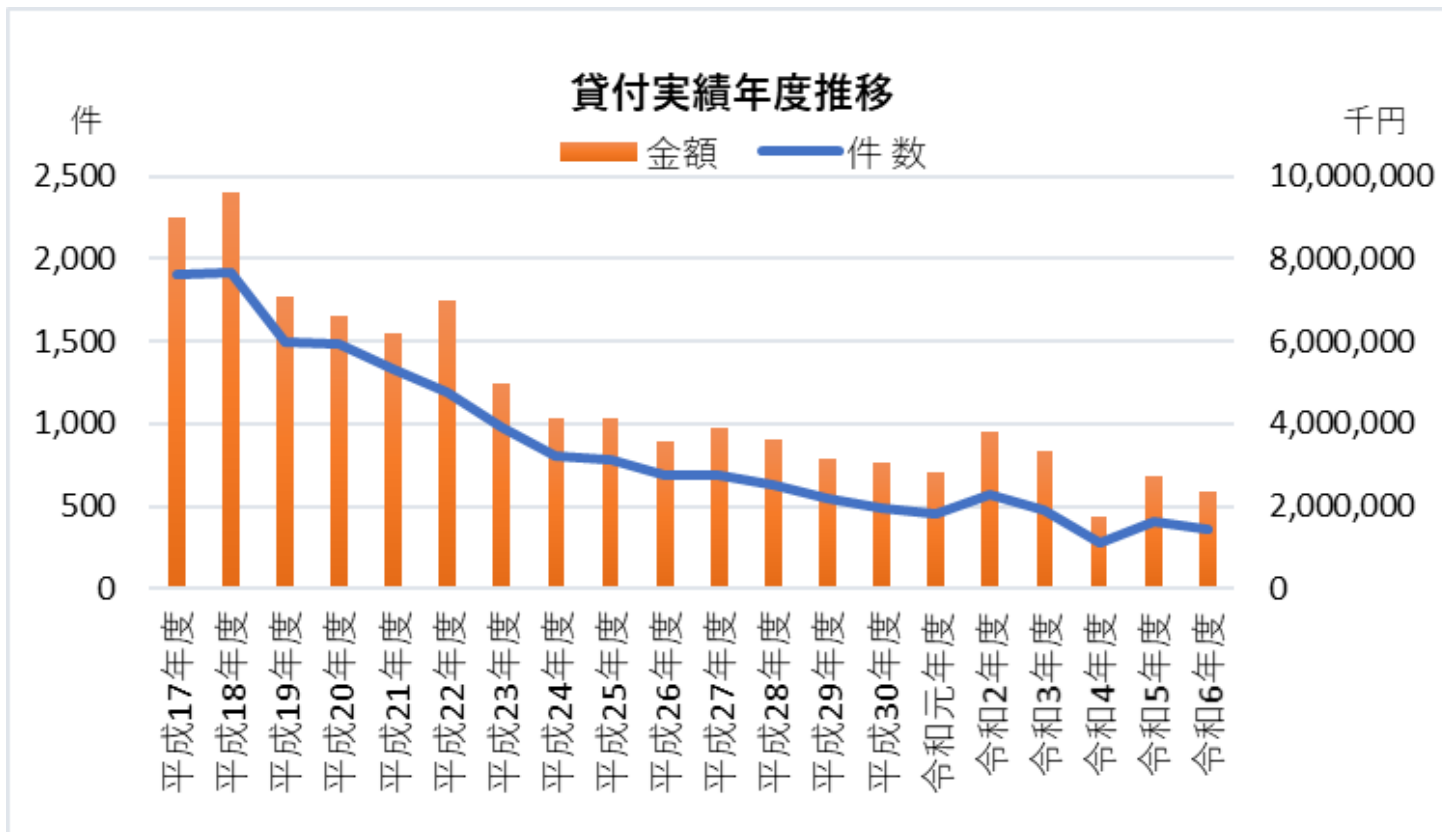
▶ 優遇内容

1. 利子補給率の補助率が「一般」よりも有利  
+0.5%～1.1%

2. 一部メニューでは 信用保証料を全額補助

# 商工融資あっせん制度：貸付実績

## ■貸付実績の推移



## ■年度別の貸付実績

年度	幹 旋 申 込		貸 付 実 行	
	件 数	金 額	件 数	金 額
27	787	4,632,050	683	3,883,600
28	760	4,545,550	633	3,597,752
29	644	3,868,250	548	3,141,390
30	575	3,704,630	490	3,034,636
元	622	4,121,380	457	2,820,540
2	870	7,073,940	567	3,812,240
3	535	4,297,730	475	3,337,522
4	372	2,610,980	278	1,746,610
5	480	3,498,780	404	2,726,730
<b>6</b>	<b>437</b>	<b>3,184,060</b>	<b>357</b>	<b>2,340,520</b>

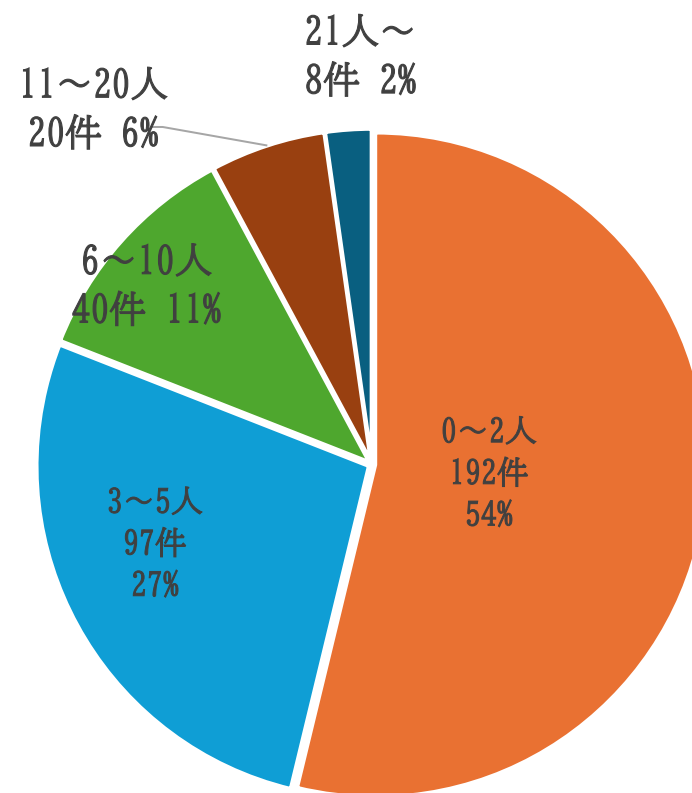
# 商工融資あっせん制度：利用状況

## ■区民の利用割合

貸付割合	件数		金額	
区民	172件	48.2%	11.6億円	49.4%
一般	184件	51.5%	11.7億円	50.0%
町会	1件	0.3%	—	0.6%

(令和6年度実績)

## ■規模別（従業員別）の利用割合



(令和6年度実績)